

# 学校（園）における防災を考える

## －A幼稚園におけるスクールバス避難訓練から

野村 宗嗣

### はじめに

平成7年に生じた阪神大震災以降、学校における防災については、その在り方が検討されてきた経緯がある。また、学校と地域が連携し、地域ごとに想定される被災状況や二次災害といったものに即した対策が講じられ、災害対策が進められてきている。

今回、この紙面にて紹介するのは、南九州大学の研究協力校であるA幼稚園にて実施されたスクールバス避難訓練の事例から、スクールバス乗車時に大規模な災害が生じた場合には、どのような避難手順や方法、どのような事前事後対策が必要なのかを考察したものである。

### I 問題と目的

阪神大震災以降、教育機関においては火災による避難訓練に加え、大規模な地震を想定した避難訓練が実施されてきている。また、各教育機関が所在する地域自治体においても地域防災として各地域の実態に即した防災の在り方が検討され対策が講じられてきている。

今回、スクールバス避難訓練の事例としたA幼稚園においても、以前より火災からの避難と地震からの避難の両訓練が年間計画として、園の行事計画にあげられている。A幼稚園については、大学の研究協力校でもあり、普段から大学施設の利用もある。園が大学の施設を利用される場合、子どもたちはスクールバスでの移動が主となるため、利用に際してはスクールバスの大学施設内の駐車場所や活動場所までの子どもたちの誘導といったことについて、大抵の場合、大学側の受け入れ担当者と園職員が打ち合わせ等を行うことになる。打ち合わせを行う中で、延着の場合の連絡や事故に遭遇した場合の対処等が話題になったこともあり、あらためて今回は、スクールバスが

運行中に被災した場合を想定し、私の研究室がA幼稚園のスクールバス避難訓練の実施に協力することになった。

スクールバス避難訓練については、A幼稚園では今回の実施が初めてであり、訓練の必要性や訓練を実施する目的や手順といった計画作成からの協力ということになった。

今回のスクールバス避難訓練の実施に際しては、研究室では現時点における地域でのスクールバス避難訓練の実施状況の調査等はしておらず、今後必要に応じて、調査等がおこなえればと考えている。

今回は、大学との研究協力校であるA幼稚園にて、実際にスクールバス避難訓練を実施することにより、スクールバス乗車時に大規模な災害に遭遇した場合の対応や考えられる事前事後の対策といったものを考察していければと考えた。

### II 実施と考察

#### 1. スクールバス避難訓練の実施

##### 1) 想定

下校時に、スクールバスから出火。路肩にバスを止め（実際は園の敷地内のガレージに停車）、運転手は消火活動を行う。添乗教職員は、通行人（園の教職員）への避難協力の呼びかけと園児の避難誘導を行う。

\*園児の避難時のよりよい安全体制の確保という視点から、通行人への避難協力の呼びかけも訓練に組み入れた計画とした。

##### 2) 訓練手順

- ① スクールバスでの下校時、バス後部からの出火を添乗教職員が気づき、運転手に連絡。
- ② 運転手は道路路肩（園の敷地内ガレージ）にスクールバスを停車させ、出火場所の

確認と消火にあたる。

- ③ 添乗教職員は、通行人（園の教職員A・B）に園児の避難協力を呼びかける。
- ④ 添乗教職員は、スクールバスの出火場所近辺である後部非常口を避け、車体の前部に位置する昇降口から園児を避難させる。出火場所に近い後部座席の園児から順に園児を降車させ、通行人Aにスクールバスが停車する前方の安全と考えられる場所を指さし、降車避難後の園児の待機場所として指定するとともに、その場所に移動するよう通行人Aに指示する。
- ⑤ 添乗教職員は、降車した園児には、待機場所にいる通行人Aの所にただちに移動するよう指示する。
- ⑥ 通行人Bについては、指示を受けた園児が移動時に待機場所に向かうルートからそれないように（待機場所を目指し移動するように）避難誘導を行う。
- ⑦ 添乗教職員は、園児全員の避難を確認後（※必要に応じて、より安全な場所への移動も視野に入れながら）、園に連絡。経過報告と園に戻るための教職員の応援を要請する。
- ⑧ 連絡を受けた園は、応援の教職員を現場に向かわせる。保護者に経過と園へのお迎えの要請等を伝える。
- ⑨ 現場に到着した教職員、運転手と添乗教職員は、園児と徒歩にて園に戻る。

## 2. 評価と考察

訓練に参加した園の教職員と研究室に所属する学生にて、スクールバス避難訓練の経過観察から以下、ア）～エ）の項目にて評価と考察を行った。

### ア) 避難誘導

園児の安全に留意した避難経路の設定や、園児の安全を最優先した手順の順守がされているといったことが、訓練時の観察から評価できるとした。今回の避難に際しての手順等はマニュアル化し、スクールバス避難訓練については、年間計画に組み入れ、継続して訓

練を進めていく旨を確認した。

### イ) 避難協力の呼びかけ

今回、スクールバスからの避難に際しては、通行人への避難協力の呼びかけを手順の一つとして設定したが、園児のよりよい安全な避難を考えると、避難協力を求めることは必要な手順の一つとして確認した。

### ウ) スクールバス被災対策常備物品

スクールバス乗車中の被災を考えた場合は、救急用具の他、どのようなものを常備しておくかを検討する必要性を確認した。

### エ) 連絡手段の確保

スクールバス乗車中被災した場合を想定し、緊急時の連絡先等の連絡網への記載の徹底と連絡が取れない場合を想定し、スクールバス運行コースに沿った避難待機場所の設定と、通過時刻把握の必要性を確認した。

## Ⅲ まとめと今後に向けて

スクールバス避難訓練を実施することで、バスからの避難手順といったことや、避難後の園への連絡や保護者連絡の他、大規模災害を想定した場合においては、園児の保護者への安全で安心な引き渡し等について、その在り方を検討する必要性が、スクールバス避難訓練実施後の経過観察から考察されたと考える。

以下に項目に分け、今後に向けて必要と考える内容について記述する。

### 1. スクールバス避難訓練の定例化（含：スクールバス避難マニュアルの作成）

園児のスクールバス乗車時の安全な避難ということでは、交通事故の場合も含めてその折の環境の把握ということが大切となる。スクールバスにどのような異変が起きているのかといったことや、道路状況も含めて、スクールバス周辺の環境はどのようになっているのかを適切に把握する必要がある。まわりの環境を確かめ、園児の安全を保障するためバスから降車する場合もあろうし、バスから園児を降車させない方が、安全を確保できると判断する場合も生じよう。運転手・添乗教職員にあっては、被災時の環境の把握といったこ

とや、常により良い対処や対応をとっていく必要がある。今回はバスからの降車では、出火場所に近い非常口ではなく、火元から離れた昇降口を降車するとした。訓練の事前打ち合わせの中で、手順にあがっている項目の背景にあるものを園の教職員にて共通理解を進めた経緯がある。単に手順をマニュアル化し、定例で訓練を実施するというだけでなく、事前・事後の検討を行うことで、状況に応じた対処や対応の選択や工夫といったものが、被災時に適切な対処や対応となって、園児の安全を守っていけると考える。マニュアル等の作成にあたっては、実施手順の背景にあるものも文字化し、事前事後の打ち合わせにて教職員間の共通理解をより高めていくことが大切と考える。

## 2. スクールバスにおける被災対策（被災対策物品の積み込みと被災時の園・保護者への連絡）

大規模災害時のスクールバスでの被災ということを見ると、被災対応のための物品積み込みが必要になってくるとも考える。何をどの様にどれ位ということについては、スクールバスへの積み込み物品のみで考えるのではなく、園で備える被災対策物品とリンクさせながら選定する必要がある。乗車時間の長短の如何ということも含めて考える必要がある。運行ルートが園からそれほど遠方でなかったり、乗車時間がそれほど長くなかったりするならば、また積み込み物品を被災時の初期的対応に限定して考えるなら、消火器や救急用具、毛布やタオル等を積み込むといった、出火やケガの対応をするための物品積み込みになると考える。ケガ等への対応としては、医療品の他に、救急マニュアル等の積み込みも必要かと考える。

被災時の連絡手段の確保といくことでは、携帯電話等が普及する時代でもあるが、被災時の携帯電話の使用がどこまで可能なかも見極め、場合によってはバス無線の搭載も視野に入れることも必要と考える。

## 3. スクールバス運行ルートに沿った避難場所と運行時刻表の作成（含：年度当初の保護者説明会の実施）

スクールバス乗車中に遭遇した場合、一番に危惧されるのは園との連絡がとれない、どこで被災したのかがわからないといった状況である。また、二次的な災害が生じる可能性も鑑み、安全な場所への移動といったことも必要になってくる。

上記の懸念される状況については、運行ルートに沿った避難待機場所の設定が対策として必要と考える。運行ルートに沿って避難待機場所を設定し、被災時にはそこに園児を連れて避難する。園や保護者に連絡がつかずなら、そこに教職員と保護者が救援に向かうということである。連絡がつかない場合も想定し、運行ルートに沿って避難待機場所を通過する時刻を時刻表化しておくことで、被災した時刻から、どのあたりで被災したのか、どの避難待機場所に救援にいけばよいのかが目安として共通理解できることが必要と考える。また、年度当初には、保護者説明会にて、園での被災対策の一環として、バス運行ルートと運行ルートに沿っての避難待機場所とスクールバスが通過する時刻を時刻表化し、知らせておくことが肝要と考える。

## おわりに

今回の事例を基にした報告は、大学と研究協力の関係にある園に対して、スクールバス避難訓練の実施協力と実施結果から得られた対処や対応をマニュアル化することで、スクールバス乗車時に大規模災害に遭遇した場合のスクールバスからの園児の安全な避難を保障できればとするものである。また、避難後の待機場所をバス運行ルートに沿って目安として確保しておくことで、実際に被災した場合には、子どもたちをそこに避難誘導するとともに、そこを目安として教職員が救援にむかうことや、保護者への園児の安全で安心な引き渡しをはかろうとするものである。

スクールバス乗車中の被災を考えた場合、園・保護者にとっては、仮に被災後の園児の安全が運転手・添乗の教職員によって確保できていたとしても、連絡が取れないといった場合には、安否確認にさいなまれ、対処や対応に見通しがもてないといったことになってしまう。そのような混乱を避けるためにも、スクールバス運行ルートに沿っ

た避難待機場所の設定とスクールバス通過時刻を明らかにしておく必要があると考える。今回の報告は、一事例を通しての考察からのものではあるが、また私論の域をでないものであるが、大規模災害時の対策の一助となればと考える。

**<参考文献>**

- ・神戸市立盲・養護学校校長会、神戸市教育委員会指導第2課 (1997)  
神戸市立盲・養護学校「地震対策マニュアル」  
－阪神・淡路大震災を教訓として－
- ・社会福祉法人東京都社会福祉協議会 (2002)  
事故予防対策としての「リスクマネジメント組織構築の手引き」 社会福祉施設におけるサービス向上の視点
- ・京都市立総合養護学校校長会 健康・安全の手引き (2001)
- ・小林信秋, 照林社 (1992) 「エキスパートナー 救急マニュアル」